

小動物獣医療関係統計情報等

(1) 活動分野別獣医師数の推移	1
(2) 獣医系大学卒業者の就業状況の推移	2
(3) 獣医師国家試験の結果	3
(4) 獣医系大学の学生在籍状況	4
(5) 診療施設開設状況	5
(6) 小動物の疾病に関する情報	6
(7) 関係法令	1 0
獣医師法	
獣医療法	
狂犬病予防法	
家畜伝染病予防法	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	

(6) 小動物の疾病に関する情報

H10-14年度 疾病発生傾向

犬

	10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
総計	21,838	(100)	24,455	(100)	8,821	(100)	4,408	(100)	4,551	(100)
循環器病**	860	(3.9)	1,178	(4.8)	474	(5.4)	207	(4.7)	286	(6.3)
血液及び造血器病	105	(0.5)	111	(0.5)	56	(0.6)	25	(0.6)	30	(0.7)
呼吸器病	916	(4.2)	881	(3.6)	238	(2.7)	116	(2.6)	139	(3.1)
消化器病	3,825	(17.5)	4,208	(17.2)	1,651	(18.7)	744	(16.9)	787	(17.3)
泌尿器病	823	(3.8)	977	(4.0)	396	(4.5)	176	(4.0)	228	(5.0)
生殖器病	386	(1.8)	541	(2.2)	222	(2.5)	84	(1.9)	104	(2.3)
泌乳器病	329	(1.5)	465	(1.9)	179	(2.0)	79	(1.8)	77	(1.7)
妊娠・分娩器及び産後の疾患	157	(0.7)	142	(0.6)	56	(0.6)	27	(0.6)	36	(0.8)
新生児異常	14	(0.1)	16	(0.1)	5	(0.1)	3	(0.1)	1	(0.0)
神経系病	516	(2.4)	582	(2.4)	223	(2.5)	106	(2.4)	125	(2.7)
感覚器(目、耳病)	3,347	(15.3)	4,270	(17.5)	1,513	(17.2)	826	(18.7)	826	(18.1)
内分泌及び代謝疾患	227	(1.0)	271	(1.1)	117	(1.3)	45	(1.0)	59	(1.3)
運動器病	1,099	(5.0)	1,201	(4.9)	416	(4.7)	251	(5.7)	261	(5.7)
皮膚病	3,937	(18.0)	4,604	(18.8)	1,540	(17.5)	937	(21.3)	830	(18.2)
中毒	130	(0.6)	136	(0.6)	44	(0.5)	29	(0.7)	20	(0.4)
ウイルス病	445	(2.0)	230	(0.9)	68	(0.8)	28	(0.6)	25	(0.5)
細菌・真菌病	232	(1.1)	215	(0.9)	57	(0.6)	41	(0.9)	69	(1.5)
原虫・寄生虫病*	2,580	(11.8)	2,651	(10.8)	985	(11.2)	420	(9.5)	368	(8.1)
外傷・不慮	1,910	(8.7)	1,776	(7.3)	451	(5.1)	208	(4.7)	215	(4.7)
その他	††		††		130	(1.5)	56	(1.3)	65	(1.4)

*: 加齢と共に、減少傾向が認められる。

** : 加齢と共に、増加傾向が認められる。

††: 外傷、不慮を含む

(6) 小動物の疾病に関する情報

H10-14年度 疾病発生傾向

猫

	10 年度		11 年度		12 年度		13 年度		14 年度	
総計	9,695		12,414		5,062		2,137		2,252	(100)
循環器病	42	(0.4)	60	(0.5)	36	(0.7)	19	(0.9)	14	(0.6)
血液及び造血器病	102	(1.1)	86	(0.7)	30	(0.6)	17	(0.8)	19	(0.8)
呼吸器病	714	(7.4)	928	(7.5)	298	(5.9)	109	(5.1)	158	(7.0)
消化器病**	1,542	(15.9)	2,117	(17.1)	764	(15.1)	380	(17.8)	405	(18.0)
泌尿器病**	1,138	(11.7)	1,545	(12.4)	686	(13.6)	265	(12.4)	387*	(17.2)
生殖器病	49	(0.5)	40	(0.3)	17	(0.3)	16	(0.7)	19	(0.8)
泌乳器病	57	(0.6)	79	(0.6)	38	(0.8)	17	(0.8)	17	(0.8)
妊娠・分娩器及び産後の疾患	27	(0.3)	60	(0.5)	12	(0.2)	7	(0.3)	10	(0.4)
新生児異常	7	(0.1)	16	(0.1)	5	(0.1)	2	(0.1)	0	(0.0)
神経系病	70	(0.7)	87	(0.7)	26	(0.5)	11	(0.5)	19	(0.8)
感覚器(目、耳病)	669	(6.9)	863	(7.0)	371	(7.3)	145	(6.8)	167	(7.4)
内分泌及び代謝疾患	70	(0.7)	98	(0.8)	48	(0.9)	23	(1.1)	27	(1.2)
運動器病	293	(3.0)	349	(2.8)	157	(3.1)	52	(2.4)	54	(2.4)
皮膚病	735	(7.6)	831	(6.7)	363	(7.2)	167	(7.8)	153	(6.8)
中毒	48	(0.5)	61	(0.5)	12	(0.2)	3	(0.1)	4	(0.2)
ウイルス病†	1,098	(11.3)	1,454	(11.7)	610	(12.1)	233	(10.9)	239	(10.6)
細菌・真菌病	80	(0.8)	67	(0.5)	21	(0.4)	13	(0.6)	6	(0.3)
原虫・寄生虫病	1,187	(12.2)	1,370	(11.0)	645	(12.7)	241	(11.3)	163	(7.2)
外傷・不慮†	1,767	(18.2)	2,303	(18.6)	839	(16.6)	380	(17.8)	335	(14.9)
その他	††		††		84	(1.7)	37	(1.7)	56	(2.5)

**：加齢と共に、増加傾向が認められる。

†：犬と比べて発生割合が高い。

††：外傷、不慮に含む

獣医師法

第一章 総則

(獣医師の任務)

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

(定義)

第一条の二 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

(名称禁止)

第二条 獣医師でない者は、獣医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二章 免許

(免許)

第三条 獣医師になろうとする者は、獣医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならない。

(免許を与えない場合)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
- 五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

(獣医師名簿)

第六条 農林水産省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証)

第七条 第三条の免許は、獣医師名簿に登録することによつて与えられる。

2 農林水産大臣は、第三条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

(免許の取消し及び業務の停止)

第八条 獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
- 二 第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。
- 三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。
- 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

- 3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 5 当該獣医師又はその代理人は、第三項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 6 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 7 第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（免許の申請手続等）

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、農林水産省令で定める。

第三章 試験

（試験の目的）

第十条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第十一条 獣医事審議会は、農林水産大臣の監督の下に、毎年少なくとも一回、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験を行わなければならない。

(受験資格)

第十二条 次の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であつて、獣医事審議会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- 三 獣医師国家試験予備試験に合格した者

2 前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（同項第二号に該当する者を除く。）であつて、獣医事審議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

(合格者名簿の提出)

第十三条 獣医事審議会は、獣医師国家試験に合格した者の名簿を農林水産大臣に提出しなければならない。

(不正受験者の処置)

第十四条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつたときは、獣医事審議会は、当該不正行為に関係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(受験手数料)

第十五条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(試験科目等)

第十六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、試験期日の三月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

(臨床研修)

第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設(以下単に「診療施設」という。)又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不相当であると認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

第十六条の三 前条第一項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(農林水産省令への委任)

第十六条の四 前二条に規定するもののほか、第十六条の二第一項の臨床研修の実施の期間及び診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(臨床研修の実施に関する援助)

第十六条の五 農林水産大臣は、第十六条の二第一項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第四章 業務

(飼育動物診療業務の制限)

第十七条 獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。)の診療を業務としてはならない。

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(保健衛生の指導)

第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

(診療簿及び検案簿)

第二十一条 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

- 2 獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を三年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿及び検案簿を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 5 第三項の規定により検査する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(届出義務)

第二十二条 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 獣医事審議会

(設置)

第二十四条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法(平成四年法律第四十六号)によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する。

- 一 獣医師が組織する団体を代表する者
- 二 学識経験がある者

第二十六条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七条の規定に違反して獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者
- 二 第十八条の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検案書を交付し、又は劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をした者
- 三 第十九条第二項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を拒んだ者
- 四 第二十一条第一項の規定に違反して診療簿若しくは検案簿に記載せず、又は診療簿若しくは検案簿に虚偽の記載をした者
- 五 第二十一条第二項の規定に違反して診療簿又は検案簿を保存しなかつた者
- 六 第二十一条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

獣医療法

(目的)

第一条 この法律は、飼育動物の診療施設の開設及び管理に関し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第一条の二に規定する飼育動物をいう。

2 この法律において「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいう。

(診療施設の開設の届出)

第三条 診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

(診療施設の構造設備の基準)

第四条 診療施設の構造設備は、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。

(診療施設の管理)

第五条 開設者は、自ら獣医師であってその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。

2 前項の規定により診療施設を管理する者（以下「管理者」という。）が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。

(診療施設の使用制限命令等)

第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(往診診療者等への適用等)

第七条 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(以下「往診診療者等」という。)については、その住所を診療施設とみなして、第三条の規定を適用する。

2 第五条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品(以下「診療用機器等」という。)を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合において、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替えて準用する第五条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、診療施設に立ち入り、その構造設備、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、往診診療者等又は前条第二項において読み替えて準用する第五条第二項の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療用機器等、帳簿、書類その他の物件を提出させることができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の開設する診療施設の特例)

第九条 国の開設する診療施設に関しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

(獣医療を提供する体制の整備のための基本方針)

第十条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
- 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
- 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
- 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
- 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
- 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第十一条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。
 - 一 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
 - 二 獣医師の確保に関する目標
 - 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
 - 四 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
 - 五 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
 - 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第三号に規定する事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(関係団体の協力)

第十二条 都道府県知事は、都道府県計画の達成に資するため必要があると認めるときは、獣医師が組織する団体、農業者が組織する団体その他の団体に対し、獣医療の提供、研修の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

(設備等の提供)

第十三条 開設者及び管理者は、都道府県計画の達成に資するため、その診療施設の業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具をその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

(診療施設整備計画の認定)

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 診療施設の整備の目標
- 二 診療施設の整備の内容及び実施時期
- 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する義務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

- 3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは獣医療法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は獣医療法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び獣医療法第十五条第一項」とする。

(基本方針等の達成のための援助)

第十六条 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の達成に資するため、開設者及び管理者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(広告の制限)

第十七条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事業を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

- 2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。
- 3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

第十八条 削除

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条第一項の規定に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五条第一項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第八条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による物件の提出をしなかった者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

狂犬病予防法

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条

この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。)を除く。)であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第三条

都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条

犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条

犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第六条

予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知っているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検疫)

第七条

何人も、検疫を受けた犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。)でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条

狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条

前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条

都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条

第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡し)

第十二条

第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

(検診及び予防注射)

第十三条

都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条

予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

(移動の制限)

第十五条

都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(交通のしや断又は制限)

第十六条

都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第十七条

都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

(けい留されていない犬の抑留)

第十八条

都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

(けい留されていない犬の薬殺)

第十八条の二

都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

(厚生労働大臣の指示)

第十九条

厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条

公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条

都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二條

削除

(費用負担区分)

第二十三條

この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

- 第一 国の負担する費用 第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）
- 第二 犬等の所有者の負担する費用一 第四条の規定による登録の手續に要する費用
- 二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用
- 三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用
- 四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費
- 五 第八条の規定による届出に要する費用
- 六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四條

この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第二十五條

この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

(再審査請求)

第二十五条の二

前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次条において「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十五条の三

第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。)が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十六条

次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。)を輸出し、又は輸入した者

- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条

次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

第二十八条

第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

家畜伝染病予防法（抄）

第二条

この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類 家畜の種類

- 一 牛疫 牛、めん羊、山羊、豚
- 二 牛肺疫 牛
- 三 口蹄疫 牛、めん羊、山羊、豚
- 四 流行性脳炎 牛、馬、めん羊、山羊、豚
- 五 狂犬病 牛、馬、めん羊、山羊、豚
- 六 水胞性口炎 牛、馬、豚
- 七 リフトバレー熱 牛、めん羊、山羊
- 八 炭疽 牛、馬、めん羊、山羊、豚
- 九 出血性敗血症 牛、めん羊、山羊、豚
- 十 ブルセラ病 牛、めん羊、山羊、豚
- 十一 結核病 牛、山羊
- 十二 ヨーネ病 牛、めん羊、山羊
- 十三 ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。） 牛、馬
- 十四 アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。） 牛
- 十五 伝達性海綿状脳症 牛、めん羊、山羊
- 十六 鼻疽 馬
- 十七 馬伝染性貧血 馬
- 十八 アフリカ馬疫 馬
- 十九 豚コレラ 豚
- 二十 アフリカ豚コレラ 豚
- 二十一 豚水胞病 豚
- 二十二 家きんコレラ 鶏、あひる、うずら

二十三 高病原性鳥インフルエンザ 鶏、あひる、うずら

二十四 ニューカッスル病 鶏、あひる、うずら

二十五 家きんサルモネラ感染症(農林水産省令で定める病原体によるものに限る。)
鶏、あひる、うずら

二十六 腐蛆病 みつばち

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病(腐蛆病を除く。)にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又はアフリカ豚コレラの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(伝染性疾病についての届出義務)

第四条

家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病(農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。)にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報するとともに農林水産大臣に報告しなければならない。

(新疾病についての届出義務)

第四条の二

家畜が既に知られている家畜の伝染性疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜又はその死体の所有者に対し、当該家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の検査により当該家畜がかかり、又はかかっている疑いがある疾病が、新疾病であり、かつ、家畜の伝染性疾病であることが判明した場合において、当該疾病の発生を予防することが必要であると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合には、同項の家畜の伝染性疾病の発生の状況を把握し、当該疾病の病原及び病因を検索するため、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の三日前までに次に掲げる事項を公示して行う。

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- 四 実施の期日
- 五 検査の方法

7 農林水産大臣は、第四項の規定による報告を受けたときは、同項の家畜の伝染性疾

病の発生を予防するために必要な試験研究、情報収集等を行うよう努めなければならぬ。

家畜伝染病予防法施行規則

(伝染性疾病についての届出)

第二条

法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類 家畜の種類

ブルータング 牛、水牛、しか、めん羊、山羊

アカバネ病 牛、水牛、めん羊、山羊

悪性カタル熱 牛、水牛、しか、めん羊

チュウザン病 牛、水牛、山羊

ランピースキン病 牛、水牛

牛ウイルス性下痢・粘膜病 牛、水牛

牛伝染性鼻気管炎 牛、水牛

牛白血病 牛、水牛

アイノウイルス感染症 牛、水牛

イバラキ病 牛、水牛

牛丘疹性口炎 牛、水牛

牛流行熱 牛、水牛

類鼻疽 牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

破傷風 牛、水牛、しか、馬

気腫疽 牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし

レプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリス及びレプトスピラ・オーストラーリスによるものに限る。) 牛、水牛、しか、豚、いのしし、犬

サルモネラ症(サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。) 牛、

水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うずら
牛カンピロバクター症 牛、水牛
トリパノソーマ病 牛、水牛、馬
トリコモナス病 牛、水牛
ネオスポラ症 牛、水牛
牛バエ幼虫症 牛、水牛
ニパウイルス感染症 馬、豚、いのしし
馬インフルエンザ 馬
馬ウイルス性動脈炎 馬
馬鼻肺炎 馬
馬モルビリウイルス肺炎 馬
馬痘 馬
野兎病 馬、めん羊、豚、いのしし、兎
馬伝染性子宮炎 馬
馬パラチフス 馬
仮性皮炎 馬
小反芻獣疫 しか、めん羊、山羊
伝染性膿疱性皮膚炎 しか、めん羊、山羊
ナイロビ羊病 めん羊、山羊
羊痘 めん羊
マエディ・ビスナ めん羊
伝染性無乳症 めん羊、山羊
流行性羊流産 めん羊
トキソプラズマ病 めん羊、山羊、豚、いのしし
疥癬 めん羊
山羊痘 山羊
山羊関節炎・脳脊髄炎 山羊
山羊伝染性胸膜肺炎 山羊
オーエスキー病 豚、いのしし
伝染性胃腸炎 豚、いのしし

豚エンテロウイルス性脳脊髄炎 豚、いのしし
豚繁殖・呼吸障害症候群 豚、いのしし
豚水疱疹 豚、いのしし
豚流行性下痢 豚、いのしし
萎縮性鼻炎 豚、いのしし
豚丹毒 豚、いのしし
豚赤痢 豚、いのしし
鳥インフルエンザ 鶏、あひる、七面鳥、うずら
鶏痘 鶏、うずら
マレック病 鶏、うずら
伝染性気管支炎 鶏
伝染性喉頭気管炎 鶏
伝染性ファブリキウス嚢病 鶏
鶏白血病 鶏
鶏結核病 鶏、あひる、七面鳥、うずら
鶏マイコプラズマ病 鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン病 鶏
あひる肝炎 あひる
あひるウイルス性腸炎 あひる
兎ウイルス性出血病 兎
兎粘液腫 兎
バロア病 みつばち
チョーク病 みつばち
アカリンダニ症 みつばち
ノゼマ病 みつばち

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（獣医師等の責務）

第五条の二

獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（獣医師の届出）

第十三条

獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育され

ていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。